

高崎量子技術基盤研究所警備業務

量子科学技術研究開発機構
高崎量子技術基盤研究所

1. 目的

本仕様書は、量子科学技術研究開発機構高崎量子技術基盤研究所（以下、「量研」という。）の安全と秩序を維持するとともに、その財産を保護するための業務を受注者に請負わせるため、その仕様について定めたものである。量研での出入管理・巡回点検・監視作業を行い、人・車両・物の侵入等の不法行為発生を未然に防止すること並びに構内秩序の維持を図る作業を受注者の責任において実施し、以下に示す作業内容を完了することを目的とする。

2. 実施場所

群馬県高崎市綿貫町 1233 番地
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
高崎量子技術基盤研究所

3. 業務内容

本業務を実施するに当たっては、受注者は、量研が放射線管理区域を含む量子技術基盤の重要な拠点であることに十分留意し、仕様書に定める事項の他、量研諸規則及び機器取扱説明等を理解し、予め実施要領を作成し、量研の確認を受け実施することとする。

(1) 一般警備

① 受付及び監視業務

- ・職員等の車両入構証の確認
- ・職員等の出入許可証の確認
- ・当日入構車両の受付及び車両入構証の交付
- ・当日入構者の受付及びバッヂの交付
- ・物品搬出入の確認
- ・運搬車両の出入管理・点検及び不審車両の調査
- ・出退勤時の交通整理
- ・鍵の保管及び受渡しの確認
- ・輸送車両出入時の交通整理
- ・警報・監視機器による監視及び機器の操作
- ・警備関係車両の日常点検及び給油

② 通報連絡

- ・出入者の用件確認及び必要に応じて関係箇所への連絡
- ・来客等の出入時の連絡
- ・無線連絡（巡察中の連絡）
- ・不審時の通報連絡
- ・異常時の通報連絡（外部機関への通報連絡を含む）
- ・緊急時の通報連絡

③ 巡察（放射線管理区域を含む）

- ・構内の定期巡回（施設の施錠確認等を含む。）

【平日】8回（うち建屋内巡回3回）

【土・日・祝日】6回（うち建屋内巡回3回）

※1日の最低巡回回数とする。（但し必要に応じて回数を増やすこともある。）

- ・構内における交通取締り
- ・任意巡視
- ・特別警戒（協議による）

- ④ 立哨
 - ・定期立哨
 - ・任意立哨（必要に応じ隨時）
 - ・特別立哨（協議による）
- ⑤ 応急措置（放射線管理区域を含む）
 - ・初期行動（火災・盗難・天災・破壊等）
 - ・事故時の応急措置（防備・避難・警戒）
 - ・消防署員等の誘導・搭乗及び処置
 - ・事故対策活動の支援業務
- ⑥ 正門詰所、北門詰所環境整備
 - ・周辺の簡易な草刈り、樹木の枝落とし
- ⑦ その他
 - ・上記①～⑥に付帯する作業で量研との協議により定められた作業

(2) 訓練

受注者は、量研が実施する各種訓練に關係する従事者を参加させなければならぬ。

①量研が実施する訓練

- (a) 総合防災訓練
- (b) 非常事態訓練
- (c) 各施設が実施する訓練

(3) その他

- ①旗の掲揚及び降納
- ②看板及び横断幕の取付け及び取外し
- ③その他必要業務

4. ポスト数

作業場所	平日	平日以外
構内	4 ポスト	3 ポスト
合計	4 ポスト	3 ポスト

※正門警備詰所を主な作業場所とし、平日の通退勤時間帯は北門警備詰所に1 ポストとする。

5. 実施期日等

(1) 実施期間

令和8年4月1日～令和11年3月31日

ただし、量研への入構手続及び放射線業務従事者の指定登録手続等のため、上記期間前に教育等必要な作業を行うことができるものとする。

(2) 実施時間

量研の施設管理、機微情報管理の観点から基本作業日及び基本作業時間を次のとおりとする。

通番勤務（2班交替制） 午前8時から翌日午前8時まで（うち休憩時間9時間）

*詳細勤務体制は、量研と協議の上決定する。

*量研が必要と認めた場合は、隨時変更できるものとする。

6. 業務に必要な要件

- (1) 警備業法について知識を有する者で、警備業務又はそれと同等の業務に関する事前教育等を受けていること。
- (2) 高崎量子技術基盤研究所放射線障害予防規程の規定に基づき放射線業務従事者としての全員登録を行うこと。
- (3) 受注者が警備業法第4条に基づく警備業認定証を受けていること。
- (4) 受注者が警備業法第22条に基づく警備員指導教育責任者を設置していること。
- (5) 従事者のうち、下記に定める資格を指定する人員以上保有していること。
ただし、1人の者が重複して保有しても構わない。
 - ①消防設備士乙種第1類（屋内消火栓設備等） 1名以上
 - ②消防設備士乙種第4類（自動火災報知設備等） 1名以上
 - ③消防設備士乙種第6類（消火器） 1名以上
 - ④施設警備業務検定合格者 1名以上
 - ⑤普通救命講習修了者 1名以上
- (6) 緊急時に対処できる十分な能力を有していること。
なお、受注者はやむを得ず従事者を交替させる場合は、施設管理・機微情報管理の観点から事前に量研に届け出るものとする。

7. 支給品及び貸与品等

- (1) 支給品
 - ①電気、ガス、水
- (2) 貸与品
 - ①正門警備詰所、北門警備詰所
 - ②仮眠室、寝具
 - ③警備車両
 - ④机、椅子等什器類一式
 - ⑤電話機、FAX、プリンター、PC等通信機器一式
 - ⑥防災監視等に係る機器一式
 - ⑦マニュアル及び参考図書
 - ⑧その他量研と協議の上決定したもの
- (3) 受注者負担
 - ①寝具のクリーニング

8. 提出書類

	書類名	提出期日	部数
1	従事者名簿	契約後及び変更の都度速やかに	1部
2	総括責任者届(代理届含む)	〃	1部
3	実施要領書	〃	2部
4	仕様書「6. 業務に必要な要件」を有することを証明する資料	〃	1部
5	勤務予定表	毎月業務開始前	1部
6	業務日報	業務終了後	1部
7	勤務月報	翌月7日までに提出	1部

8	完了報告	翌月 7 日までに提出	1 部
9	その他量研が必要とする書類（詳細は別途協議）		

(提出場所)

量研 管理部 庶務課

9. 検査条件

提出書類の確認並びに仕様書の定めるところに従って業務が実施されたと量研が認めたときをもって業務完了とする。

10. 特記事項

- (1) 受注者は、業務の実施に当たって、警備業法等の関係法令及び次に掲げる所内規程を遵守するものとし、量研が安全確保の為の指示を行ったときは、その指示に従うものとする。
 - ①高崎量子技術基盤研究所防火管理規則
 - ②高崎量子技術基盤研究所事故対策規則
 - ③高崎量子技術基盤研究所放射線障害予防規程
- (2) 受注者は、従事者の教育について、受注者の責任において実施するものとする。ただし、量研が実施する安全教育のうち指定する教育について受講させることができる。
- (3) 受注者は、量研が量子科学の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会的にもとめられていることを認識し、量研の規程等を遵守し安全性に配慮し業務を遂行しうる能力を有する者を従事させるものとする。
- (4) 受注者は、従事者の一般及び特殊健康診断について、受注者の責任において実施するものとする。
- (5) 受注者は、作業を実施することにより取得した当該業務及び作業に関する各データ、技術情報、成果その他の全ての資料及び情報を量研の施設外に持ち出して発表若しくは公開し、又は特定の第三者に、対価を受け若しくは無償で提供することはできない。ただし、あらかじめ書面により量研の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (6) 受注者は、支給及び貸与された設備、機器、物品等の滅失破損が生じないよう、善良な管理者の注意をもって使用・管理を行うものとする。
- (7) 受注者は異常事態等が発生した場合、量研の指示に従い行動するものとする。
- (8) 受注者は量研が伝染性の疾病（新型インフルエンザ等）に対する対策を目的として行動計画等の対処方針を定めた場合は、これに協力するものとする。
- (9) 受注者は、上記各項目に従わないことにより生じた量研の損害及びその他の損害について全ての責任を負うものとする。
- (10) 受注者は、本契約の期間終了に伴い、本契約の業務が次年度においても継続的かつ円滑に遂行できるよう、新規受注者に対して、量研が実施する基本作業マニュアル、現場等における設備・機器類、作業実施状況、安全管理上の留意点等の基本事項説明への協力をを行うものとする。
なお、基本事項説明の詳細は、量研、受注者及び新規受注者間で協議の上、一定の期間（3週間以内）を定めて本契約の期間終了日までに実施する。
- (11) その他仕様書に定めのない事項については、量研と協議の上決定する。

11. 総括責任者

受注者は本契約業務を履行するに当たり、受注者を代理して直接指揮命令する者（以

下「総括責任者」という。) 及びその代理者を選任し、次の任務に当たらせるものとする。

- (1) 受注者の従事者の労務管理及び作業上の指揮命令
- (2) 本契約業務履行に関する量研との連絡及び調整
- (3) 受注者の従事者の規律秩序の保持並びにその他本契約業務の処理に関する事項

12. 検査員及び監督員

検査員 管理部庶務課長

監督員 要求者

13. グリーン購入法

- (1) 本契約において、グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)に適用する環境物品(事務用品、OA機器等)が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書(納入印刷物)については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

以上